

# 社会福祉法人トゥムヌイ福祉会 役員等報酬および費用弁償規程

## (目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人トゥムヌイ福祉会（以下「法人」という。）の役員および評議員（以下「役員等」という。）の報酬および費用弁償に関する事項を定める。

## (報 酬)

第2条 法人の役員等に対して理事会、評議員会またはその他の会議に出席するときは報酬を支給する。ただし、役員等が職員である場合は、これを支給しない。また、評議員の報酬については、法人定款第8条を優先する。理事に対しての報酬は無報酬とする。監事に対して、各年度の総額が金100,000円を超えない範囲で報酬として支給することが出来る。

- 2 前項の報酬の額は、日額5,000円とする。
- 3 前項の報酬は、理事会の議決により、これを減額若しくは支給しないことが出来る。
- 4 前項の報酬は、監事が決算監査を行った場合には10,000円（源泉徴収前）を支給する。

## (支給日および支給方法)

第3条 役員等の報酬および費用弁償は、法人の会計年度内に締め、会計年度内に現金により支払うものとする。

## (費用弁償)

第4条 役員等が、理事会、評議員会またはその他の会議に出席するため、あるいは法人の業務のために旅行したときは、その費用を弁償する。

- 2 費用弁償額は、役員等の居住地から計算し、職員の旅費規程に準じて、交通費の実費額とする。
- 3 日当および宿泊料は、次のとおりとする。  
日 当 1日につき 2,500円  
宿泊料 1泊につき15,000円
- 4 宿泊施設に実際に支払った宿泊料が前項の挙げる宿泊料の額に満たない場合は、実際に支払った額を支給する。この場合において、宿泊料を請求する役員等は、必ず宿泊施設の領収書を法人に提出しなければならない。

## (改 正)

第5条 この規程の改正については、理事会の議決を要する。

## 付 則

この規程は、平成20年11月8日から施行する。

この改訂規程は、平成29年1月1日から施行する。

この改訂規程は、平成30年5月16日から施行する。

この改訂規程は、平成30年8月13日から施行する。

この改訂規程は、令和元年5月22日から施行する。